

25年納めれば 国民年金はやめてもいいの？



Q 私は45歳になる自営業者です。国民年金は20歳から納め始めてすでに25年間納付しました。住宅ローンなどの支払いが多いため年金はやめたいのですが？

A 25年というのは、老齢基礎年金を受けるための最低限の期間であり、そこでやめてもよいということではありません。

国民年金は加入者のみなさんが納めている保険料と国の負担でまかなわれており、働く若い世代が保険料を納め、その時のお年寄りの年金を支えていくというしくみです。60歳になるまでは、国民年金に必ず加入し保険料を納めることは大切な義務となっています。

ちなみに、25年間納付の年金額と40年間完納した場合の年金額は下表のとおりです。

●25年納付の場合	$785,500円 \times \frac{25年 \times 12ヶ月}{40年 \times 12ヶ月} = 490,900円$
●40年納付の場合	$785,500円 \times \frac{40年 \times 12ヶ月}{40年 \times 12ヶ月} = 785,500円$

勤労収入のなくなった時のあなた自身のためにも、40年間の完納をめざしてください。
※収入がないなどの事情により保険料が納められない場合は、保険料の免除制度がありますので、印鑑を持参のうえ役場年金係で手続きしてください。

年金額が引き上げられました
6月の受給は新年金額で

国民年金、厚生年金などは、物価の上昇による年金の目減りを防ぐため「物価スライド制」が導入されています。これは、少しでも物価に変動があれば年金額も改定されるしくみです。
平成6年の消費者物価指数は

平成5年に比べて0.7%上昇しましたので、平成7年4月から年金額も0.7%引き上げられました。なお、この新年金額は6月受給分（老齢福祉年金は8月受給分）からとなります。

国民年金額比較表

年 度	平成6年度(10月改正)	平成7年度
スライド率	財政再計算	0.7%
年 金 額	年 額	年 額
〔新 法〕	円	円
老齢基礎年金	780,000	785,500
障害基礎年金(1級)	975,000	981,900
〃(2級)	780,000	785,500
遺族基礎年金(基本)	780,000	785,500
(加算)	(224,400)	(226,000)
〔旧 法〕		
10年年金	473,800	477,100
5年年金	403,300	406,100
障 害 年 金(1級)	975,000	981,900
〃(2級)	780,000	785,500
母 子 年 金(基本)	780,000	785,500
(加算)	(224,400)	(226,000)
老齢福祉年金		
収入600万円未満	399,600	402,400
収入600万円～ 892.2万円 (扶養義務者収入)	313,200	314,100